

苫小牧工業高等専門学校後援会 会費の分納及び免除等に関する内規

第1条 この内規は、本会会則第25条により定めたものである。

第2条 本会会則第21条に定める正会員の会費を、経済的理由により納入が困難である場合は、次の基準により月割分納または免除することができる。

- 一 月割分納を願い出る会員は、月割分納願いに経済的理由により納入が困難な理由書を添付して会長に提出しなければならない。月割分納の額は、会費年額の12分の1とする。
- 二 免除を願い出る会員は、免除願に経済的理由により納入が困難の理由書及び家庭調書と市町村長の所得証明書を添付して会長に提出しなければならない。
- 三 月割分納並びに免除の決定にあたっては、学級担任教官等の意見を聴取の上、理事会にはかり会長が決定する。

第3条 1会員で2人以上の学生が在学する場合の入会金並びに会費については、1人は本会会則第21条に定める規定額とし、2人目からは入会金を免除、会費を半額とし、納期は4月とする。

第4条 この内規の改正は、理事会にはかり会長が行う。

附 則

この内規は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和50年4月8日から施行する。

附 則

この内規は、昭和61年11月29日から施行する。

附 則

この内規は、平成12年4月11日から施行する。